

十七 第 45 条の 2 (医療用機器等の特別償却) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (取得価額の判定単位) | (取得価額の判定単位) |
| 45 の 2 - 1 <u>措置法令第 28 条の 10 第 1 項</u>500 万円以上..... | 45 の 2 - 1 <u>措置法令第 28 条の 12 第 1 項又は第 2 項</u>500 万円以上 <u>又は 2,700 万円以上</u> |
| (圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額) | (圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額) |
| 45 の 2 - 2 <u>措置法令第 28 条の 10 第 1 項</u>500 万円以上..... | 45 の 2 - 2 <u>措置法令第 28 条の 12 第 1 項又は第 2 項</u>500 万円以上 <u>又は 2,700 万円以上</u> |
| (主たる事業でない場合の適用) | (主たる事業でない場合の適用) |
| 45 の 2 - 3 <u>措置法第 45 条の 2 第 1 項から第 3 項まで</u> | 45 の 2 - 3 <u>措置法第 45 条の 2 第 1 項から第 4 項まで</u> |
| (事業の判定) | (事業の判定) |
| 45 の 2 - 4 <u>措置法第 45 条の 2 第 1 項から第 3 項まで</u> | 45 の 2 - 4 <u>措置法第 45 条の 2 第 1 項から第 4 項まで</u> |
| (廃止) | (特定病床に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定) |
| | 45 の 2 - 6 <u>一の建物が特定病床(措置法第 45 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する療養病床等(措置法令第 28 条の 12 第 4 項に規定する病床に該当するものに限る。) 又は措置法第 45 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する療養病床をいう。以下 45 の 2 - 6 において同じ。)に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、特定病床に入院する患者のための施設の用に供されている部分について同項の規定を適用するのであるが、当該建物の一部が特定病床に入院する患者のための施設の用と</u> |

| | |
|---------|---|
| (廃 止) | <p><u>その他の用に共用されており、その区分をすることが困難であるときは、当該建物の一部が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u></p> <p><u>(注) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が特定病床に入院する患者のための施設の用に供されているものとすることができる。</u></p> <p><u>(病院の意義)</u></p> <p><u>45 の 2 - 7 措置法第 45 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「病院又は診療所」とは、医療法第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所をいうのであるから、例えば、助産所、歯科技工所、療術所、動物病院等は含まれないことに留意する。</u></p> |
|---------|---|

十八 第 46 条 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(内部取引等による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>46(1) - 3</p> <p>.....<u>令第 188 条第 8 項</u>.....</p> | <p>(内部取引等による益金の額の総収入金額からの除外)</p> <p>46(1) - 3</p> <p>.....<u>令第 188 条第 2 項</u>.....</p> |

十九 旧第 46 条の 3 《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------|--|
| (廃 止) | 第 46 条の 3 《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却》関係 |
| (廃 止) | <p><u>(事業の判定)</u></p> <p><u>46 の 3 - 1 法人の営む事業が措置法第 46 条の 3 第 1 項に規定する農業に該当す</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | |
|--|---|---------|-------------------|--------------------------------------|-----|--|--|-----------------------|-------------|-----------------|
| (廃 止) | <p>るかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</p> <p>(農業用の機械及び装置)</p> <p>46 の 3 - 2 農業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第 46 条の 3 の規定の適用上、耐用年数省令別表第七(以下 46 の 3 - 2 において「別表第七」という。)に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">別表第七の種類</th> <th style="text-align: center;">左のうち機械及び装置に該当するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ ト ラ ク タ ー</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">全 部</td> </tr> <tr> <td>耕 う ん 整 地 用 機 具 耕 土 造 成 改 良 用 機 具 栽 培 管 理 用 機 具 防 除 用 機 具 穀 類 収 穫 調 整 用 機 具 飼 料 作 物 収 穫 調 整 用 機 具 果 樹、野 菜 又 は 花 き 収 穫 調 整 用 機 具 そ の 他 の 農 作 物 収 穫 調 整 用 機 具</td> </tr> <tr> <td>農 産 物 処 理 加 工 用 機 具 (精 米 又 は 精 麦 機 を 除 く 。) 家 畜 飼 養 管 理 用 機 具 養 蚕 用 機 具</td> <td style="text-align: center;">動 力 に よ り 作 動 す る も の</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 の 機 具</td> <td style="text-align: center;">精 米 機 及 び 精 麦 機</td> </tr> </tbody> </table> <p>(廃 止) (農業用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> | 別表第七の種類 | 左のうち機械及び装置に該当するもの | 電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ ト ラ ク タ ー | 全 部 | 耕 う ん 整 地 用 機 具 耕 土 造 成 改 良 用 機 具 栽 培 管 理 用 機 具 防 除 用 機 具 穀 類 収 穫 調 整 用 機 具 飼 料 作 物 収 穫 調 整 用 機 具 果 樹、野 菜 又 は 花 き 収 穫 調 整 用 機 具 そ の 他 の 農 作 物 収 穫 調 整 用 機 具 | 農 産 物 処 理 加 工 用 機 具 (精 米 又 は 精 麦 機 を 除 く 。) 家 畜 飼 養 管 理 用 機 具 養 蚕 用 機 具 | 動 力 に よ り 作 動 す る も の | そ の 他 の 機 具 | 精 米 機 及 び 精 麦 機 |
| 別表第七の種類 | 左のうち機械及び装置に該当するもの | | | | | | | | | |
| 電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ ト ラ ク タ ー | 全 部 | | | | | | | | | |
| 耕 う ん 整 地 用 機 具 耕 土 造 成 改 良 用 機 具 栽 培 管 理 用 機 具 防 除 用 機 具 穀 類 収 穫 調 整 用 機 具 飼 料 作 物 収 穫 調 整 用 機 具 果 樹、野 菜 又 は 花 き 収 穫 調 整 用 機 具 そ の 他 の 農 作 物 収 穫 調 整 用 機 具 | | | | | | | | | | |
| 農 産 物 処 理 加 工 用 機 具 (精 米 又 は 精 麦 機 を 除 く 。) 家 畜 飼 養 管 理 用 機 具 養 蚕 用 機 具 | 動 力 に よ り 作 動 す る も の | | | | | | | | | |
| そ の 他 の 機 具 | 精 米 機 及 び 精 麦 機 | | | | | | | | | |

46の3-3 一の建物が農業用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、農業用に供されている部分について措置法第46条の3第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。

(1) 農業用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。

(2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が農業用に供されているものとすることができる。

二十 第46条の3（事業所内託児施設等の割増償却）関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p><u>第46条の3（事業所内託児施設等の割増償却）関係</u></p> <p><u>（遊戯具その他の器具及び備品の同時取得等の意義）</u></p> <p>46の3-1 <u>措置法第46条の3第1項において託児施設と同時に取得又は製作することを条件として事業所内託児施設等に該当することとされている遊戯具その他の器具及び備品には、その託児施設の設置に当たり、当初から取得又は製作することが予定されていたもので、当該託児施設の取得等の前後相当期間内に取得又は製作をする遊戯具その他の器具及び備品が含まれるものとする。</u></p> <p><u>（中小事業主であるかどうかの判定の時期）</u></p> <p>46の3-2 <u>措置法第46条の3第1項に規定する償却限度額の計算に当たり、法人が同項に規定する中小事業主に該当する法人であるかどうかは、同項に規定する適用事業年度終了の日における現況によって判定するものとする。</u></p> | <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> |

二十一 第 47 条 ((優良賃貸住宅の割増償却) 関係)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 第 47 条 ((優良賃貸住宅の割増償却) 関係) | 第 47 条 ((優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係) |
| (各独立部分の範囲) | (各独立部分の範囲) |
| 47 - 2 <u>措置法令第 29 条の 4 第 1 項及び第 2 項</u> | 47 - 2 <u>措置法令第 29 条の 4 第 1 項から第 5 項まで</u> |
| | |
| (注) | (注) |
| (中心市街地優良賃貸住宅等の範囲) | (中心市街地優良賃貸住宅等の範囲) |
| 47 - 3 | 47 - 3 |
| <u>中心市街地優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅</u> | <u>中心市街地優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅(措置法第 47 条第 5 項に規定する改良優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)</u> |
| | |
| (中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等) | (中心市街地優良賃貸住宅等の各独立部分の数が 10 以上であるかどうかの判定の時期等) |
| 47 - 8 | 47 - 8 |
| | |
| (注) <u>同条第 3 項の高齢者向け優良賃貸住宅</u> | (注) <u>同条第 3 項又は第 5 項の賃貸住宅</u> |
| (床面積の意義) | (床面積の意義) |
| 47 - 10 <u>措置法令第 29 条の 4 第 1 項及び第 2 項</u> | 47 - 10 <u>措置法令第 29 条の 4 第 1 項から第 5 項まで</u> |
| (廃 止) | (敷地の意義) |
| | 47 - 15 <u>措置法令第 29 条の 4 第 4 項第 3 号に規定する共同住宅又は長屋の敷地</u> |

| | |
|----------------|--|
| <p>(廃 止)</p> | <p><u>の面積が 300 平方メートル以上であるかどうかについては、当該共同住宅又は長屋と一体として利用されている庭、通路等の敷地の面積は含めて判定するのであるが、法人が、改良工事とともに建築物の増築を行い、当該増築部分に係る敷地の買い増し等をした場合には、当該買い増し部分の敷地の面積は除いて判定することに留意する。</u></p> <p>(注) <u>措置法第 47 条第 5 項の規定による特別償却の対象となる改良優良賃貸住宅は、法人がその有する建築物の改良のために支出した資本的支出に係る部分に限られるから、建築物を増築した場合の当該増築部分は、同項の特別償却の対象とはならない。</u></p> <p><u>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</u></p> <p><u>47 - 16 措置法令第 29 条の 4 第 4 項又は第 5 項に規定する共同住宅又は長屋のうち、措置法第 47 条第 5 項の規定の適用のある部分とない部分とがある場合には、これらの部分に係る取得価額は床面積の比その他合理的な基準により区分するものとする。この場合、共同住宅の各独立部分に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分(以下 47 - 16 において「共用部分」という。)については、当該各独立部分の大部分が同項の規定の適用があり、かつ、当該共用部分を同項の規定の適用のある各独立部分に係る部分とその他の部分とに区分することが困難であるときは、当該共用部分の全部をその適用がある部分に該当するものとすることができる。</u></p> |
|----------------|--|

二十二 第 61 条 (漁業協同組合等の留保所得の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(<u>出資金の額の意義</u>)</p> <p>61 - 1<u>出資金の額</u>とは、<u>払込済出資金の額</u>.....</p> | <p>(<u>出資総額の意義</u>)</p> <p>61 - 1<u>出資総額</u>とは、<u>払込済出資総額</u>.....</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(利益積立金額が<u>出資金の額</u>の4分の1を超える場合のその金額の構成)</p> <p>61 - 11</p> <p>.....<u>出資金の額</u>.....</p> | <p>(利益積立金額が<u>出資総額</u>の4分の1を超える場合のその金額の構成)</p> <p>61 - 11</p> <p>.....<u>出資総額</u>.....</p> |

二十三 旧第 61 条の 2 《農用地利用集積準備金》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| (廃止) | <u>第 7 章 農業生産法人の課税の特例</u> |
| (廃止) | <u>第 61 条の 2 《農用地利用集積準備金》関係</u> |
| (廃止) | <p><u>(農畜産物の範囲)</u></p> <p><u>61 の 2 - 1 措置法令第 37 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する農畜産物（以下「農畜産物」という。）につき、次のことについてはそれぞれ次によることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 法人が、自ら農用地（措置法第 61 条の 2 第 1 項に規定する農用地をいう。以下同じ。）において成育又は成熟させた米、麦その他の穀物、馬鈴しょ、甘しょ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物（飼料作物を含む。）又は果樹若しくは樹園の生産物及び農用地において成育又は成熟した飼料作物は、農畜産物に該当するが、当該法人が、農用地を直接利用しない水耕栽培等の方法により成育又は成熟させたものは農畜産物に該当しない。</u></p> <p><u>(2) 法人が自ら農用地において成育又は成熟させた生物をその飼料の全部又は一部として、又は農用地に放牧させて成育又は成熟させた繭、蚕種、家畜（牛、</u></p> |

馬（競走用馬を除く。）、めん羊及び山羊に限る。）若しくはその肉又は生乳は農畜産物に該当する。

（廃止）

（農畜産物の販売に係る収入金額の意義）

61の2-2 措置法令第37条の2第1項第1号に規定する農畜産物の販売に係る収入金額には、出荷のために最小限必要とされる簡易な加工を加えた農畜産物の販売に係る収入金額を含むものとする。

（廃止）

（農畜産物につき製造等をした物品の意義）

61の2-3 措置法令第37条の2第1項第2号に規定する「農畜産物の全部又は一部を原材料として製造又は加工した物品」は、農業として行われる農畜産物の製造又は加工に係る物品をいうのであるから、例えば、日本標準商品分類（総務省）の「中分類72 農産加工食品」及び「中分類73 畜産加工食品」のうち主として農畜産物を原材料として製造又は加工した物品の販売に係る収入金額が同号に規定する収入金額に含まれる。

（注）当該法人が自ら経営する料理飲食店において供する農畜産物に係る収入は同号に規定する収入金額に含まれないことに留意する。

（廃止）

（適格合併により引継ぎを受けた農用地利用集積準備金の取崩し）

61の2-4 適格合併により引継ぎを受けた農用地利用集積準備金（連結事業年度において積み立てた農用地利用集積準備金を含む。以下同じ。）の措置法第61条の2第2項の規定による取崩しについては、55-7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。

（廃止）

（海外投資等損失準備金の取扱い等の準用）

61の2-5 農用地利用集積準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| | <u>- 18 及び 55 の 5 - 1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u> |

二十四 第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------|
| <u>第 7 章 認定農業生産法人等の課税の特例</u> | (新 設) |
| <u>第 61 条の 2 (農業経営基盤強化準備金) 関係</u> | (新 設) |
| <u>(適格合併により引継ぎを受けた農業経営基盤強化準備金の取崩し)</u> | (新 設) |
| <u>61 の 2 - 1 適格合併により引継ぎを受けた農業経営基盤強化準備金(連結事業年度において積み立てた農業経営基盤強化準備金を含む。以下同じ。)の措置法第 61 条の 2 第 2 項の規定による取崩しについては、55 - 7 の 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u> | |
| <u>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</u> | (新 設) |
| <u>61 の 2 - 2 農業経営基盤強化準備金の積立額の損金算入等については、55 - 17、55 - 18 及び 55 の 5 - 1 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u> | |

二十五 旧第 61 条の 3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|---|
| (廃 止) | <u>第 61 条の 3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</u> |

(廃 止)

(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)

61 の 3 - 1 農用地 (措置法第 61 条の 2 第 1 項に規定する農用地をいう。以下同じ。) の贈与による取得は、措置法第 61 条の 3 第 1 項の規定により同条の取得に該当しないのであるが、次に掲げる場合は、次によることに留意する。

(1) 農用地につき著しく低い価額で譲渡を受けた場合において、その譲受価額と譲受の時にける当該農用地の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。

(2) 農用地につき著しく高い価額で譲渡を受けた場合において、その譲受価額と譲受の時にける当該農用地の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同条の規定の運用に当たっては、当該農用地の価額による取得があったものとする。

(廃 止)

61 の 3 - 2 削 除

(廃 止)

(農業用の機械及び装置)

61 の 3 - 3 農業用の減価償却資産が機械及び装置に該当するかどうかは個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法第 61 条の 3 の規定の適用上、耐用年数省令別表第七(以下 61 の 3 - 3 において「別表第七」という。)に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げるものは機械及び装置に該当するものとする。

| 別表第七の種類 | 左のうち機械及び装置に該当するもの |
|--------------------------------------|-------------------|
| 電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプ ト ラ ク タ ー | } 全 部 |

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|----------|---|-----------|---------|-------|-----------|-------------|------------------|----------------|-------------|------------|---------------|-----------|-------|----------|--------|
| | <table border="1" data-bbox="1223 209 2011 708"> <tr> <td data-bbox="1223 209 1630 245">耕うん整地用機具</td> <td data-bbox="1630 209 2011 507" rowspan="7" style="vertical-align: middle;">動力により作動するもの及び トラクターに装着し又はけん 引させて作業をするもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 245 1630 282">耕土造成改良用機具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 282 1630 319">栽培管理用機具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 319 1630 355">防除用機具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 355 1630 392">穀類収穫調整用機具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 392 1630 429">飼料作物収穫調整用機具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 429 1630 466">果樹、野菜又は花き収穫調整用機具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 466 1630 502">その他の農作物収穫調整用機具</td> <td data-bbox="1630 507 2011 660" rowspan="4" style="vertical-align: middle;">動力により作動するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 502 1630 539">農産物処理加工用機具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 539 1630 576">(精米又は精麦機を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 576 1630 612">家畜飼養管理用機具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 612 1630 649">養蚕用機具</td> <td data-bbox="1630 660 2011 708" rowspan="2" style="vertical-align: middle;">精米機及び精麦機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 649 1630 686">その他の機具</td> </tr> </table> <p data-bbox="1010 767 1120 798">(廃止)</p> <p data-bbox="1171 772 1574 802">(特定農業用機械等の取得等の時期)</p> <p data-bbox="1171 823 2047 1150">61の3-4 <u>措置法第61条の3第1項に規定する農業用の機械その他の減価償却資産に係る圧縮記帳の規定は、措置法令第37条の3第2項に規定する有効期間内で利用権設定等農用地の合計面積の集積目標面積に対する割合が100分の20以上となっている期間内に、取得又は製作若しくは建設をして、当該法人の農業の用に供した同項各号に掲げる減価償却資産について適用されるのであるから、当該事業年度末において当該割合が100分の20以上となっていることを要しないことに留意する。</u></p> <p data-bbox="1189 1171 2047 1246">(注) <u>農用地については、当該事業年度において取得したものについて措置法第61条の3第1項の規定が適用される。</u></p> <p data-bbox="1010 1315 1120 1345">(廃止)</p> <p data-bbox="1171 1319 1339 1350">(事業の判定)</p> <p data-bbox="1171 1370 2047 1445">61の3-5 <u>法人の営む事業が措置法第61条の3第1項に規定する農業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定</u></p> | 耕うん整地用機具 | 動力により作動するもの及び トラクターに装着し又はけん 引させて作業をするもの | 耕土造成改良用機具 | 栽培管理用機具 | 防除用機具 | 穀類収穫調整用機具 | 飼料作物収穫調整用機具 | 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 | その他の農作物収穫調整用機具 | 動力により作動するもの | 農産物処理加工用機具 | (精米又は精麦機を除く。) | 家畜飼養管理用機具 | 養蚕用機具 | 精米機及び精麦機 | その他の機具 |
| 耕うん整地用機具 | 動力により作動するもの及び トラクターに装着し又はけん 引させて作業をするもの | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 耕土造成改良用機具 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栽培管理用機具 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 防除用機具 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 穀類収穫調整用機具 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飼料作物収穫調整用機具 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の農作物収穫調整用機具 | 動力により作動するもの | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農産物処理加工用機具 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (精米又は精麦機を除く。) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家畜飼養管理用機具 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 養蚕用機具 | 精米機及び精麦機 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の機具 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

する。

(廃 止)

(貸付けの用に供されているものに該当しない機械及び装置の貸与)

61 の 3 - 6 法人がその有する機械その他の減価償却資産を他に貸し付けている場合には、当該機械その他の減価償却資産について措置法第 61 条の 3 第 1 項の規定の適用はないのであるが、例えば農業用の機械及び装置を他の者に貸与した場合において、当該農業用の機械及び装置が専ら当該法人のためにする農畜産物の生産の用に供されているなど法人自らが使用しているものと同様の事情にあると認められる場合には、その貸し付けている農業用の機械及び装置は、当該法人の農業の用に供したものと取り扱う。

(廃 止)

(利用権設定等農用地における機械及び装置等の意義)

61 の 3 - 7 法人が取得等をして農業の用に供する減価償却資産のうち措置法令第 37 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する機械及び装置又は同項第 2 号に規定する構築物並びに車両及び運搬具について措置法第 61 条の 3 第 1 項が適用されるのであるから、同項に規定する特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する利用権の設定等又は農作業の委託を受けた農用地以外の農用地において専ら農業の用に供するものは含まれないことに留意する。

(廃 止)

(減価償却資産を収容するための建物及びその附属設備の意義)

61 の 3 - 8 措置法令第 37 条の 3 第 2 項第 3 号に規定する「減価償却資産を収容するための建物及びその附属設備」とは、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる減価償却資産を収容するための建物及びその附属設備をいうのであるから、当該減価償却資産につき措置法第 61 条の 3 第 1 項の圧縮記帳の規定の適用を受けているかどうかを問わないことに留意する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|---|
| (廃止) | <p><u>(格納用とその他の用に共用されている建物の判定)</u></p> <p>61の3-9 措置法令第37条の3第2項第3号に規定する一の建物及びその附属設備が同項第1号又は第2号に掲げる減価償却資産を収容するための用(以下61の3-9において「格納用」という。)とその他の用に共用されている場合には、床面積の比等の合理的な基準によってその用途の異なるごとに区分し、格納用に供されている部分について、措置法第61条の3第1項の規定を適用するものとする。</p> <p>(注) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が格納用に供されているものとする</u>ことができる。</p> |
| (廃止) | <p><u>(農用地等の圧縮限度額の計算)</u></p> <p>61の3-10 措置法第61条の3第1項に規定する農用地等が2以上ある場合において、同項に規定する圧縮限度額がいずれの農用地又は特定農業用機械等から充てられたものとするかは、法人の計算によるものとする。</p> <p>(注) <u>農用地等の取得価額が圧縮限度額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき当該事業年度後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に繰越しをすることができないことに留意する。</u></p> |

二十六 第61条の3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-------------|
| <p><u>第61条の3 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係</u></p> | <p>(新設)</p> |

(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)

61の3-1 措置法第61条の3第1項に規定する農用地(以下「農用地」という。)

の贈与による取得は、同条の取得に該当しないのであるが、次に掲げる場合は、次によることに留意する。

(1) 農用地を著しく低い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受の時における当該農用地の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。

(2) 農用地を著しく高い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受の時における当該農用地の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該農用地の価額による取得があったものとする。

(事業の判定)

61の3-2 法人の営む事業が措置法第61条の3第1項に規定する農業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(貸付けの用に供されているものに該当しない機械の貸与)

61の3-3 法人がその有する機械その他の減価償却資産を他に貸し付けている場合には、当該機械その他の減価償却資産について措置法第61条の3第1項の規定の適用はないのであるが、例えば農業用の機械を他の者に貸与した場合において、当該農業用の機械が専ら当該法人のためにする農畜産物の生産の用に供されているなど法人自らが使用しているものと同様の事情にあると認められる場合には、その貸し付けている農業用の機械は、当該法人の農業の用に供したものであるものとして取り扱う。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------|
| <p><u>(農用地等の圧縮限度額の計算)</u></p> <p><u>61の3-4 措置法第61条の3第1項に規定する農用地等が2以上ある場合において、同項に規定する圧縮限度額がいずれの農用地等から充てられたものとするかは、法人の計算によるものとする。</u></p> <p><u>(注) 農用地等の取得価額が圧縮限度額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき当該事業年度後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に繰越しをすることができないことに留意する。</u></p> | <p>(新 設)</p> |

二十七 第61条の4 (交際費等の損金不算入) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>61の4(1)-15</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(注)</p> | <p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>61の4(1)-15</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(注)</p> |

| | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <u>令第 14 条第 1 項第 6 号イ</u> | <u>令第 14 条第 1 項第 8 号イ</u> |
| (9) | (9) |
| (10) | (10) |
| (11) | (11) |

二十八 第 62 条の 3 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額) | (譲渡損失がある場合の譲渡利益金額の合計額) |
| 62 の 3(1) - 2 | 62 の 3(1) - 2 |
| <u>同条第 2 項第 1 号イ(1)及び(2)</u> | <u>同条第 2 項第 1 号イ(1)から(3)まで</u> |
| (注) | (注) |
| 62 の 3(1) - 3 <u>削 除</u> | <u>(措置法第 29 条の適用がある場合の譲渡利益金額の通算の特例)</u> 62 の 3(1) - 3 <u>法人がその使用人に譲渡した土地等のうちに措置法第 29 条第 3 項の規定の適用を受けたものがある場合において、62 の 3(2) - 2 により当該譲渡に係る経済的利益の額をその土地等の譲渡による収益の額に加算しなかったため譲渡利益金額がマイナスとなるものがあるときは、そのマイナスの金額は、62 の 3(1) - 2 にかかわらず、当該譲渡の日を含む事業年度における譲渡利益金額の合計額の計算上、同項の規定の適用がない土地等の譲渡に係る譲渡利益金額と通算することはできないものとする。</u> |
| 62 の 3(2) - 2 <u>削 除</u> | <u>(措置法第 29 条の適用がある場合の収益の額)</u> 62 の 3(2) - 2 <u>法人がその使用人に譲渡の時の価額に比して低い価額で土地等を譲渡した場合において、その使用人が受ける経済的利益について措置法第 29 条第 3 項の規定の適用を受けたときは、これらの規定により非課税とされる経</u> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62の3(3)-2<u>措置法令第38条の4第5項第1号イから八まで</u>..... ... (1) (2)</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62の3(3)-3<u>措置法令第38条の4第5項第1号イから八まで</u>..... ... (1) (2)</p> | <p><u>済的利益の額は、62の3(2)-1にかかわらず、当該土地等の譲渡による収益の額に加算しない。</u></p> <p><u>(注)1 法人が勤労者財産形成促進法第9条の融資を受けて取得した土地等をその使用人兼務役員に対し譲渡の時の価額に比して低い価額で譲渡した場合には、62の3(2)-1の取扱いの適用があるのであるが、この場合における当該土地等の譲渡の時の価額については、勤労者財産形成促進法施行規則第16条の規定により計算した金額によることができる。</u></p> <p><u>2 使用人及び使用人兼務役員に対し土地等を譲渡の時の価額に比して低い価額で譲渡した場合において、本文及び注書1の取扱いの適用がないときにおける当該土地等の譲渡の時の価額の判定については、所得税基本通達36-23及び36-39を準用することができる。</u></p> <p>(借地権を消滅させた後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62の3(3)-2<u>措置法令第38条の4第5項第1号イから二まで</u>..... ... (1) (2)</p> <p>(底地を取得した後土地等の譲渡をした場合の原価の額の区分)</p> <p>62の3(3)-3<u>措置法令第38条の4第5項第1号イから二まで</u>..... ... (1) (2)</p> |

(仲介行為者が 2 以上である場合の原価の額の計算)

62 の 3(3) - 5
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号ニ.....

(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)

62 の 3(5) - 11
.....措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 2 号.....

(収用対償地の買取りに係る契約方式)

62 の 3(5) - 12
.....措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 2 号.....
(1)
(2)

(建築面積等の意義)

62 の 3(5) - 15 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 7 号、第 8 号及び第 10 号.....
.....同項第 9 号.....措置法令第 38 条の 4 第 20 項第 2 号ロ.....
.....

(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)

62 の 3(5) - 16 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 10 号.....同項第 17 号.....
.....
(1) 同項第 10 号.....同項第 17 号.....
(2) 同項第 10 号.....
(3) 同項第 17 号イ.....

(仲介行為者が 2 以上である場合の原価の額の計算)

62 の 3(3) - 5
.....措置法令第 38 条の 4 第 5 項第 1 号ホ.....

(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)

62 の 3(5) - 11
.....措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 3 号.....

(収用対償地の買取りに係る契約方式)

62 の 3(5) - 12
.....措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 3 号.....
(1)
(2)

(建築面積等の意義)

62 の 3(5) - 15 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 6 号、第 7 号及び第 9 号.....
.....同項第 8 号.....措置法令第 38 条の 4 第 18 項第 2 号ロ.....
.....

(建築物を 2 以上の者が建築する場合の取扱い)

62 の 3(5) - 16 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 9 号.....同項第 16 号.....
.....
(1) 同項第 9 号.....同項第 16 号.....
(2) 同項第 9 号.....
(3) 同項第 16 号イ.....

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62 の 3(5) - 17 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ...</u> (1) (2) (3)</p> | <p>(一団の宅地の面積の判定)</p> <p>62 の 3(5) - 17 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ...</u> (1) (2) (3)</p> |
| <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5) - 18 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号、第 13 号及び第 14 号.....</u> <u>同項第 12 号ロ</u>.....</p> | <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する土地等を譲渡する場合の取扱い)</p> <p>62 の 3(5) - 18 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号、第 12 号及び第 13 号.....</u> <u>同項第 11 号ロ</u>.....</p> |
| <p>(宅地の造成の意義)</p> <p>62 の 3(5) - 19 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号</u>.....</p> | <p>(宅地の造成の意義)</p> <p>62 の 3(5) - 19 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号</u>.....</p> |
| <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)</p> <p>62 の 3(5) - 20 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 14 号又は第 15 号</u>..... (注)<u>同項第 14 号</u>.....</p> | <p>(住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の意義)</p> <p>62 の 3(5) - 20 <u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 13 号又は第 14 号</u>..... (注)<u>同項第 13 号</u>.....</p> |
| <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62 の 3(5) - 21 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 12 号又は第 15 号</u>..... ...<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 12 号又は第 15 号</u>.....</p> | <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62 の 3(5) - 21 <u>措置法規則第 21 条の 19 第 2 項第 11 号又は第 14 号</u>..... ...<u>措置法第 62 条の 3 第 4 項第 11 号又は第 14 号</u>.....</p> |
| <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>62 の 3(5) - 22</p> | <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>62 の 3(5) - 22</p> |

- (1)
- (2) 同項第 10 号.....
- (3) 同項第 12 号、第 14 号又は第 15 号.....
- (4) 同項第 16 号.....

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62 の 3(5) - 23 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号又は第 17 号.....同項第 16 号本文かっこ書.....

(注) 同項第 10 号.....

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62 の 3(5) - 24 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号口.....

(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

62 の 3(5) - 25 措置法令第 38 条の 4 第 29 項第 3 号.....

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62 の 3(5) - 26 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号ニ.....

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62 の 3(5) - 27 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号.....

(換地処分後の土地等の譲渡)

62 の 3(5) - 28

.....措置法第 62 条の 3 第 4 項第 17 号.....

- (1)
- (2) 同項第 9 号.....
- (3) 同項第 11 号、第 13 号又は第 14 号.....
- (4) 同項第 15 号.....

(住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う者)

62 の 3(5) - 23 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号又は第 16 号.....同項第 15 号本文かっこ書.....

(注) 同項第 9 号.....

(中高層の耐火共同住宅の住居の用途に供する独立部分及び床面積の判定)

62 の 3(5) - 24 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号口.....

(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)

62 の 3(5) - 25 措置法令第 38 条の 4 第 27 項第 3 号.....

(優良住宅の認定を受けた併用住宅の敷地)

62 の 3(5) - 26 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号ニ.....

(土地等の一部が住宅以外の施設の敷地の用に供される場合の除外規定の適用)

62 の 3(5) - 27 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 15 号.....

(換地処分後の土地等の譲渡)

62 の 3(5) - 28

.....措置法第 62 条の 3 第 4 項第 16 号.....

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62の3(5)-29 <u>措置法令第38条の4第31項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法第62条の3第4項第17号</u>.....</p> | <p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62の3(5)-29 <u>措置法令第38条の4第29項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法第62条の3第4項第16号</u>.....</p> |
| <p>(併用住宅の場合)</p> <p>62の3(5)-30</p> <p>.....<u>措置法第62条の3第4項第17号</u>.....</p> <p>(注)<u>措置法令第38条の4第31項</u>.....</p> | <p>(併用住宅の場合)</p> <p>62の3(5)-30</p> <p>.....<u>措置法第62条の3第4項第16号</u>.....</p> <p>(注)<u>措置法令第38条の4第29項</u>.....</p> |
| <p>(床面積の意義)</p> <p>62の3(5)-31 <u>措置法第62条の3第4項第16号口、措置法令第38条の4第29項第3号、同項第4号、同条第31項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第17号</u>.....</p> | <p>(床面積の意義)</p> <p>62の3(5)-31 <u>措置法第62条の3第4項第15号口、措置法令第38条の4第27項第3号、同項第4号、同条第29項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第16号</u>.....</p> |
| <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>62の3(5)-34</p> <p>.....<u>同条第4項第12号から第17号まで</u>.....<u>同条第4項第12号から第17号まで</u>.....<u>措置法規則第21条の19第2項第12号から第17号まで</u>.....</p> | <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>62の3(5)-34</p> <p>.....<u>同条第4項第11号から第16号まで</u>.....<u>同条第4項第11号から第16号まで</u>.....<u>措置法規則第21条の19第2項第11号から第16号まで</u>.....</p> |
| <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62の3(6)-6<u>措置法令第38条の4第37項第2号から第6号まで</u></p> | <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62の3(6)-6<u>措置法令第38条の4第35項第2号から第6号まで</u></p> |

.....

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

62の3(6)-7措置法令第38条の4第37項第3号から第6号まで

.....

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

62の3(6)-8措置法令第38条の4第37項第3号から第6号まで

.....

(注)

(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)

62の3(6)-10 措置法令第38条の4第33項又は第34項.....同条第32項.....

(注)措置法第62条の3第4項第12号から第17号まで.....

.....

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)

62の3(6)-11

.....同条第4項第12号から第17号まで.....

.....

(土地等以外の資産がある場合の取得日)

62の3(6)-7措置法令第38条の4第35項第3号から第6号まで

.....

(取得日の異なる土地等がある場合の区分)

62の3(6)-8措置法令第38条の4第35項第3号から第6号まで

.....

(注)

(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)

62の3(6)-10 措置法令第38条の4第31項又は第32項.....同条第30項.....

(注)措置法第62条の3第4項第11号から第16号まで.....

.....

(予定期間内において優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の取扱い)

62の3(6)-11

.....同条第4項第11号から第16号まで.....